

2001.9.19

国際協力銀行

前田 匡史

環境コモン・アプローチ

(1) 概要

OECD 閣僚理のマンデートを受け、2001 年中の解決を目指して ECG 会合で協議してきたもの。なお、G8 サミットマンデートとしても、2001 年末までの解決が求められている。

(2) コモン・アプローチ改定版 REV5 (別添) の概要

対象：返済期間 2 年以上の公的輸出信用

目的：

- 公的輸出信用と環境保護政策の調和を図ること
- 公的輸出信用に係る共通の環境配慮手続きを、各国間の equivalency と貿易歪曲緩和に配慮しつつ、構築すること 等

スクリーニング

- 輸出者、スポンサー等の提出情報を元に、全対象案件をスクリーニング。
- その後のスクリーニングは、「案件の sensitivity を勘案しつつ、シェア 10 百万 SDR 超の案件に集中することができる」。
- スクリーニングの結果、以下の 3 カテゴリーに分類する。
 - ✓ カテゴリー A：重大な環境影響のあるもの。原則として、sensitive sector/area の案件。(Annex I : Sensitive sector/area の”illustrative” list)
 - ✓ カテゴリー B：カテゴリー A よりも環境影響が大きいもの
 - ✓ カテゴリー C：環境影響が極小もしくははないもの

環境レビュー

- カテゴリー A：環境影響、緩和・補償措置等をレビュー。Sensitive area および新規の sensitive sector 案件の場合、EIA 徴求の要否を決める。
- カテゴリー B：環境影響、緩和・補償措置等をケースバイケースでレビュー。
- カテゴリー C：レビュー不要

ベンチマーキング：世銀、RDBs 等基準（「国際基準」）をベンチマークとして参照する。

- ホスト国基準遵守は必須。
- 国際基準を遵守していればさらなるレビュー不要

- シェアが小さい場合、輸出国基準でも可
- 国際基準を下回る場合、その説明を事後報告の際に記載。
- 輸出信用供与後も、適切なモニタリングがなされるよう確保する。

情報公開等

- 協調または競合する ECA は、ビジネス上の守秘義務に配慮しつつ環境情報（含適用する環境基準）を交換する。
- 毎年事後的に、ECG 事務局に対し、カテゴリーA、可能であれば B 案件に係る環境レビューの情報を報告する。

(3)最終改訂版 (Rev6): Rev5 からの主な変更点 (下線部)

環境レビュー

- カテゴリーA：環境影響、緩和・補償措置等をレビュー。Sensitive area および新規の sensitive sector 案件の場合、EIA 徴求が「期待される」。

ベンチマーキング：世銀、RDBs 等基準（「国際基準」）及びこれらと同等なホスト国の基準をベンチマークとして参照する。

- 国際基準を下回る場合、それでも問題ない理由を事後報告の際に記載。

情報公開等

- 毎年事後的に、ECG 事務局に対し、カテゴリーA 及び B 案件に係る環境レビューの情報を報告する。
- スポンサーに情報公開するようはたらきかける。
- 各国法制度の限度内で、カテゴリーA 及び B 案件の情報を一般公開する。

以 上